

斐川宍道水道企業団建設工事関連業務委託低入札対策実施要領

(目的)

第1条 この要領は、斐川宍道水道企業団が発注する建設工事関連業務委託(業務の種類が、測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント(以下「土木コンサルタント」という。)、建築係建設コンサルタント(以下「建築関係コンサルタント」という。))及び補償コンサルタントであるものをいう。以下「業務委託」という。)に係る入札について極端な低価格入札を防止し、業務成果の品質を確保するための対策を実施するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「調査基準価格」とは、低入札対策を行う基準となる価格をいう。

2 この要領において「低価格入札者」とは、前項の基準価格を下回る入札を行った者をいう。

(適用対象業務委託)

第3条 低入札対策を実施する業務委託は、競争入札に付する業務委託であって設計金額が500万円以上のもの(以下「対象業務委託」という。)とする。

(調査基準価格の決定)

第4条 第2条の調査基準価格は、別途定める基準により各業務ごとに定め、予定価格調書に記載するものとする。

(入札に参加しようとする者への周知)

第5条 対象業務委託に係る仕様書等に本要領の対象であること及び次の事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、資料の提出を要すること。
- (3) 低価格入札者との契約に係る措置に関すること。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、入札の結果、低入札基準価格を下回る入札があった場合は、当該入札が低入札対策対象業務委託となったことを宣言し落札を保留して終了するものとする。

(資料の提出)

第7条 入札執行者は、低価格入札者に対して次の各号に掲げる資料を提出させる。

- (1) 当該価格で入札した理由(様式第1号)
- (2) 入札価格積算内訳書
- (3) 業務履行計画書
- (4) 業務履行体制計画書
- (5) 手持ち業務の状況及び従事技術者(様式2号)

- (6) 配置予定技術者名簿(様式第3号)
- (7) 技術者の専任配置誓約書(様式第4号)
- (8) 照査技術者名簿(設計図書で定めた場合に限る。)(様式5号)
- (9) 手持機械の状況(測量・地質調査業務に限る。)(様式第6号)
- (10) 過去の同種又は類似業務履行実績調書(様式第7号)
- (11) その他必要と認める事項を記載した書類

2 前項の資料は、入札執行日から7日以内に入札執行者の定める日までに入札執行者へ提出するものとし、期限までに提出しない者は失格とする。

(委員会の審議)

第8条 入札執行者は、低価格入札者から提出された資料により、当該業務委託の適正な履行が可能であるかを調査し、斐川栄道水道企業団建設工事低入札価格調査制度実施要領第12条に規定する調査委員会に審議を依頼する。

2 調査委員会は、低価格入札者の当該入札価格によって当該業務委託が適正に履行されるかどうかを審議し、落札者を決定するものとする。

(落札者の決定等)

第9条 入札執行者は、前条第2項の規定により落札者が決定したときは、その結果を入札参加者に通知するものとする。

(入札結果等の公表)

第10条 低入札価格調査を実施した業務に係る入札結果の公表に際しては、閲覧に供する入札調書の写しの適用欄に「低入札対策対象業務」と記載するものとする。

(低価格入札者との契約等に係る措置)

第11条 落札者と決定された低価格入札者と契約を締結しようとする場合は、次に掲げる事項を義務付けるものとする。

- (1) 請負代金額の100分の30以上の契約保証金を納付すること。
- (2) 前金払の金額を請負代金の10分の2以内とすること。
- (3) 管理(主任)技術者の専任配置

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

様式第 1 号

当該価格で入札した理由

[別紙参照]

様式第 2 号

手持ち業務の状況及び従事技術者

[別紙参照]

様式第 3 号

配置予定技術者名簿

[別紙参照]

様式第 4 号

技術者の専任配置誓約書

[別紙参照]

様式第 5 号

照査技術者名簿

[別紙参照]

様式第 6 号

手持ち測量等機器の状況

[別紙参照]

様式第 7 号

過去の同種又は類似業務履行実績調書

[別紙参照]

参考様式

[別紙参照]